証券コード：9310

物流と人のハーモニー

TRANCY

第107回　定時株主総会

招集ご通知

日本トランスシティ株式会社

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、ご来場される株主さまは、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をご確認いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。

開催日時　2021年６月29日（火曜日）午前10時

開催場所　三重県四日市市霞二丁目１番地の１
四日市港ポートビル２階大会議室

議　　案　第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

議決権の行使について

当日のご出席に変えて、書面（郵送）により議決権を行使することができます。
議決権行使期限：2021年６月28日（月曜日）午後５時15分まで

目　　次

第107回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
（添付書類）
事業報告…… 10
連結計算書類…… 31
計算書類…… 33
監査報告…… 35

（証券コード9310）
2021年６月８日

株　主　各　位

三重県四日市市霞二丁目１番地の１
日本トランスシティ株式会社
取締役社長　安　藤　　仁

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時15分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　**2021年６月29日（火曜日）午前10時**

２．場　　所　**三重県四日市市霞二丁目１番地の１　四日市港ポートビル２階大会議室**

３．株主総会の目的事項

報 告 事 項

1.第107期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第107期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役７名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎次に掲げる事項は、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.trancy.co.jp）に掲載しておりますので、招集通知添付書類には記載しておりません。

・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、招集通知添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している事項も含まれております。

◎事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.trancy.co.jp）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、ご来場される株主さまは、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をご確認いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。

・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、ご来場を見合わせることもご検討くださいますようお願いいたします。

・株主総会の議決権行使は書面による方法もございますので、ご検討くださいますようお願いいたします。

・感染拡大防止のため、会場内は座席の間隔を広げ、座席数を制限して運営を行いますので、満席となりました場合は、入場を制限させていただくことがございます。

・ご来場の株主さまには、マスクの着用とアルコール消毒液のご使用にご協力いただきますとともに、非接触型の体温計により、株主さまの体温測定を実施させていただきます。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方には入場をお断りする場合がございます。

・運営スタッフは、マスクを着用してご対応をさせていただきます。

今後の状況変化によっては、上記の内容を更新することがございます。また、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。

当社ホームページURL：https://www.trancy.co.jp

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当を基本とし、今後の経営環境の変化を踏まえ、財務体質の強化にも配慮しつつ、長期的・総合的な視野に基づく配当を実施したいと考えております。

当期の期末配当金につきましては、当期の利益水準を勘案し、また、株主の皆さまのこれまでのご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金５円
　　総額320,671,005円
　　なお、中間配当金（１株につき５円）と合わせまして、当期の年間配当金は当社普通株式１株につき10円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

　当社は、2017年６月29日付で執行役員制度を導入し、役付取締役である取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の役付については実質的に廃止していることから、当該役付を現行定款第24条の規定から削除するものであります。また、併せて、相談役の役職を廃止するため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

　変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条～第23条　　（省　略）	第１条～第23条　（現行どおり）
（役付取締役及び代表取締役並びに相談役） 第24条　取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長各１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 　取締役会は、その決議によって、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。 　取締役会は、その決議によって、相談役を置くことができる。	（役付取締役及び代表取締役） 第24条　取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役社長各１名を選定することができる。 　取締役会は、その決議によって、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。
第25条～第42条　　（省　略）	第25条～第42条　（現行どおり）

第３号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員６名の任期が満了いたします。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、社外取締役を１名増員し、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おがわ　けん 小川　謙 （1948年７月29日生）	1971年３月　当社入社 2005年６月　当社取締役 2007年６月　当社常務取締役 2011年６月　当社代表取締役社長兼営業本部長兼管理本部長 2017年６月　当社代表取締役社長　社長執行役員　営業本部長兼管理本部長 2018年４月　当社代表取締役社長　社長執行役員　営業本部長兼管理本部長兼海外本部長 2019年６月　当社代表取締役会長　（現在）	195,148株
	［取締役候補者とした理由］ 小川謙氏は、社長、会長を歴任するなど経営を指揮してきた実績や経営者としての豊富な経験・幅広い知識を有しており、さらに取締役会議長としての職責を果たし、当社グループの経営全体の舵取りを担っております。同氏の経営者としての見識、経験、実績に基づき、経営全般の適切な監督と意思決定ができる人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		
2	あんどう　ひとし 安藤　仁 （1958年12月７日生）	1981年４月　当社入社 2013年６月　当社取締役 2017年６月　当社常務執行役員 2019年６月　当社代表取締役社長　社長執行役員　営業本部長兼管理本部長兼海外本部長　（現在）	95,943株
	［取締役候補者とした理由］ 安藤仁氏は、管理部門、営業部門の両部門で培った豊富な経験を有しており、取締役社長就任以降、強いリーダーシップを発揮し、中期経営計画に基づく諸施策を推進するなどの実績を有し、当社グループの経営を担っております。同氏の経営者としての見識、経験、実績に基づき、経営全般の適切な監督と意思決定ができる人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いとう　とよ　ひさ 伊藤豊久 （1958年８月15日生）	1981年４月　当社入社 2007年６月　当社総務部長 2012年６月　当社監査役（常勤） 2016年６月　当社顧問　秘書室長 2017年６月　当社執行役員　総務部長 2019年６月　当社取締役　常務執行役員　管理本部副本部長 兼海外本部副本部長　（現在）	81,646株
	［取締役候補者とした理由］ 伊藤豊久氏は、監査役を務めた経験を有しており、豊富な経験と会社経営に深い見識等を有しております。さらに、コーポレートガバナンス体制の強化に尽力するなどの実績を有し、今後も透明性のある経営を実現するために、更なる貢献が見込まれる人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		
4	こばやし　ながひさ 小林長久 （1943年11月８日生）	1966年３月　当社入社 1995年６月　当社取締役 1999年６月　当社常務取締役 2001年６月　当社代表取締役専務取締役 2003年６月　当社代表取締役社長 2009年６月　当社代表取締役社長兼営業本部長 2011年６月　当社代表取締役会長 2019年６月　当社取締役　相談役　（現在） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社百五銀行　社外取締役	408,235株
	［取締役候補者とした理由］ 小林長久氏は、社長、会長を歴任し、経営者としての豊富な経験・幅広い見識等を有しており、さらに業界のみならず、経済界等にも精通しております。当社グループの持続的な企業価値向上に資する人材であるとともに、経営全般の適切な監督機能等において、十分な役割を果たすことができる人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>とよだ　ながやす
豊　田　長　康
(1950年６月21日生)</td><td>1978年12月　三重大学医学部附属病院助手
1991年12月　同大学医学部教授
2002年２月　同大学学長補佐
2004年４月　国立大学法人三重大学学長
2009年４月　学校法人鈴鹿医療科学大学副学長
2010年４月　独立行政法人国立大学財務・経営センター理事長
2013年４月　学校法人鈴鹿医療科学大学学長　(現在)
2015年６月　当社社外取締役　(現在)
＜重要な兼職の状況＞
学校法人鈴鹿医療科学大学学長</td><td>3,831株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]
豊田長康氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、医師として、また長年にわたり大学学長を歴任するなど、医療や人材教育等において豊富な経験・幅広い見識等を有しております。当該経験・見識等を活かして、特に傷病の予防および公衆衛生について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員会の議長として当社の役員候補者の選定に対し、客観的・中立的立場で選定過程における監督機能を主導していただくとともに、報酬委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>たけうち　ひこし
武　内　彦　司
(1955年２月15日生)</td><td>1977年４月　四日市市役所入所
2007年４月　同所経営企画部長
2009年４月　同所財政経営部長
2010年10月　四日市市副市長
2015年４月　社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長　(現在)
2015年６月　当社社外取締役　(現在)
＜重要な兼職の状況＞
社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長</td><td>1,914株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]
武内彦司氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、四日市市副市長を務めるなど、四日市市の要職を歴任し、行政分野における豊富な経験・幅広い見識等を有しております。当該経験・見識等を活かして、特に組織管理および人材活用について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の議長として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で決定過程における監督機能を主導していただくとともに、指名委員会の委員として当社の役員候補者の選定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	※ でぐち　あやこ 出口　綾子 （1947年４月21日生）	1977年３月　近畿大学法学部卒業 2003年６月　オハイオ大学大学院卒業 2004年８月　オハイオ大学言語学部　日本語講師（Assistant Professor） 2021年５月　同大学言語学部　日本語講師（Assistant Professor）退官	1,000株
	［社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要］ 出口綾子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり米国において大学講師を務めるなど、豊富な国際経験を有するとともに人材教育において幅広い見識等を有しております。当該経験・見識等を活かして、特にグローバルに活躍できる人材の教育や国際的な事業展開の推進について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員会および報酬委員会の委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の取締役候補者であります。
3. 豊田長康、武内彦司、出口綾子の３氏は社外取締役候補者であります。
なお、豊田長康、武内彦司の両氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
また、出口綾子氏につきましても両取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を豊田長康、武内彦司の両氏との間で締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、出口綾子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の地位に基づき行った行為（不作為含む）に起因して損害賠償がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお当該保険契約の保険料は全額当社が負担いたします。
6. 豊田長康、武内彦司の両氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって６年となります。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役舟橋央光氏の任期が満了いたしますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ふなばしひろみつ 舟橋央光 （1956年12月９日生）	1980年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2002年２月　同行名古屋駅前支社長 2009年10月　同行退職 2009年11月　三菱UFJ住宅ローン保証株式会社常務取締役 2013年３月　同社退職 2013年４月　千歳興産株式会社常務取締役 千歳ファシリティーズ株式会社代表取締役専務取締役 2017年６月　当社監査役（常勤）　（現在）	891株
［社外監査役候補者とした理由］ 舟橋央光氏は、長年にわたり財務・経理業務に関与した経験を有するとともに、会社経営にも関与するなど、豊富な経験・幅広い見識等を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。		

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 舟橋央光氏は社外監査役候補者であります。
なお、舟橋央光氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

3. 当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者の地位に基づき行った行為（不作為含む）に起因して損害賠償がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。舟橋央光氏が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお当該保険契約の保険料は全額当社が負担いたします。

4. 舟橋央光氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって４年となります。

（添付書類）

事業報告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞で景気は大きく後退し、その後の経済活動再開により一部国内生産などで持ち直しの動きが見られたものの、感染再拡大への懸念から依然として先行き不透明な状況が続きました。

こうした経済環境下におきまして、物流業界では、経済活動が再開されたことで徐々に国内貨物・輸出入貨物の荷動きに回復の兆しが見られました。

このような事業環境のなか、当社グループにおきましては、「中期経営計画」で掲げた経営戦略に基づき、様々な施策を実施いたしました。具体的には、中核事業の伸張・拡充といたしまして、四日市港において昨年５月よりバイオマス燃料の本格的な取扱いを開始するとともに、本年１月には官民一体となり完成自動車の船積み拠点であるモータープールの拠点集約を行うなど、四日市港における物流機能の拡充を図りました。営業基盤の強化・拡大といたしまして、昨年８月、当社グループが有するＧＭＳ(大メコン圏)越境交通ライセンスを有効活用し、ＡＳＥＡＮ域内のサプライチェーン強化を図るための物流事情調査を行う駐在員事務所をラオス・ビエンチャンに開設いたしました。また、本年２月にはベトナムでは初となる自社の保税倉庫を稼働させ、施設の安定運営に努めました。次世代につなげる価値の創出といたしまして、当社グループでは従来から省人化・省力化に向けた機器の導入や技術の研究を進めておりましたが、昨年10月、省人化・省力化につながる新技術の導入を推進する組織を設置し、次世代に向けてグループ全体を通じた生産性向上・現場の負担軽減をより迅速に実現していくための研究を強化いたしました。事業の基盤である”人財”の確保・育成といたしまして、働き方改革およびコミュニケーションの変革を推進し、社内風土の醸成ならびに制度の充実・定着に取り組みました。また、四日市地区において、当社グループの将来を担う若い人材がコミュニケーションを通して成長する場として社員寮の建設を進めました。企業文化の確立・醸成といたしまして、コロナ禍においても物流の社会インフラとしての役割を果たすため、新型コロナウイルス対策本部主導のもと感染防止対策を講じ、サプライチェーンを維持・強化いたしました。

当期の事業の概況は、総合物流業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動が停滞した第１四半期および第２四半期の取扱量は低迷しましたが、第３四半期から回復基調に転じ、第４四半期では倉庫業、港湾運送業、陸上輸送業、国際複合輸送業ともに前年同期の取扱量を大幅に上回る水準まで回復しました。倉庫業では、上期は一般消費財の荷動きは増加したものの生産関連にかかる貨物の荷動きが停滞したことにより貨物取扱数量および貨物回転率は前年同期と比べ減少・低下しましたが、第３四半期以降は前年同期に比べ増加・上昇しました。結果としては、貨物取扱量および貨物回転率は前期に比べ減少・低下し、期中平均保管残高につ

いては前期に比べ増加となりました。港湾運送業では、上期は輸出入貨物の荷動きの鈍化により全般的に取扱量は前年同期と比べ減少しましたが、第３四半期以降は四日市港における海上コンテナおよび完成自動車の取扱量は前年同期に比べ増加し、石炭の取扱量については第４四半期は前年同期に比べ大幅に増加しました。結果としては、完成自動車の輸出入の取扱量は前期に比べ増加し、バイオマス燃料につきましても順調に取扱いを伸ばしましたが、港湾運送業全体としての取扱量は前期に比べ減少となりました。陸上運送業では、国内貨物の荷動きが鈍化したことにより第３四半期までは全ての取扱量は前年同期と比べ減少しましたが、第４四半期は主力であるトラック輸送の取扱量は前年同期と比べ増加し、鉄道輸送とバルクコンテナ輸送の取扱量については前年同期の水準まで回復しました。結果としては、陸上輸送業における全ての取扱量は前期に比べ減少となりました。国際複合輸送業では、上期は世界経済の減速に伴い輸出入貨物の荷動きが低迷したことにより全般的に取扱量は前年同期と比べ減少しましたが、第３四半期以降は海上輸送および航空輸送の取扱量が前年同期に比べ増加し、第４四半期においては大幅に増加しました。結果としては、航空輸送の輸出および海上輸送の取扱量が前期に比べ増加し、国際複合輸送業全体の取扱量は前期に比べ増加となりました。

その他の事業におきましては、前期に引き続き、依然として厳しい環境下ではありましたが、業務の効率化や収支改善に努めました。

以上の結果、当期の連結売上高は、停滞した第１四半期の影響は大きいものの、年間を通じて倉庫業の取扱いが堅調に推移したこと、また年度後半以降、港湾運送業ならびに国際複合輸送業が順調に回復したことにより、前期比0.4％減の1,011億７千３百万円となりました。連結経常利益は、保有資産の有効活用やコスト削減に努めたことに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた顧客のサプライチェーンを維持、確保するためのロジスティクス変更等の寄与により、前期比17.8％増の52億９千万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、３月に子会社の組織再編が完了したことに伴う税金費用が前期に比べて減少したことから前期比52.8％増の46億３千６百万円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

①総合物流事業

総合物流事業全般の売上高は、前期比0.4％減の1,001億７千９百万円の計上となりました。

<倉庫業>

当部門におきましては、期中平均保管残高は前期比1.4％増の53万３千トンとなりました。期中貨物入出庫トン数につきましては、前期比5.3％減の863万３千トンとなり、保管貨物回転率は67.5％（前期72.2％）となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比0.8％増の422億３千３百万円の計上となりました。

<港湾運送業>

当部門におきましては、四日市港において、バイオマス燃料の取扱いが順調に推移しましたが、海上コンテナの取扱量は、前期比8.3%減の19万９千本（20フィート換算）となり、石炭の取扱量も減少となりました。また、完成自動車の取扱量は、輸出車は増加したものの、国内車は減少し、全体としては減少となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比1.4%減の212億３千４百万円の計上となりました。

<陸上運送業>

当部門におきましては、主力のトラック輸送の取扱量は、前期比6.2%減の669万６千トン、鉄道輸送の取扱量は前期比7.2%減の16万トン、バルクコンテナ輸送の取扱量は前期比3.2%減の21万７千トンとなりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比4.4%減の181億６千７百万円の計上となりました。

<国際複合輸送業・その他>

当部門におきましては、海上輸送における輸出入の取扱量は前期比0.4%増の169万６千トンとなり、航空輸送における輸出入の取扱量は前期比24.0%減の1,942トンとなりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比2.4%増の185億４千４百万円の計上となりました。

②その他の事業

その他の事業では、自動車整備業における車検取扱台数は前期比2.8%の増加、ゴルフ場の入場者数は前期比10.5%の減少、不動産事業の完成工事件数は前期比1.5%の増加となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比8.6%減の９億９千４百万円の計上となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は32億４千４百万円で、主なものといたしましては、倉庫建設等（14億円）、車両運搬具（５億８千２百万円）、工具器具備品（５億円）、機械および装置（４億４千３百万円）であります。

⑶ 資金調達の状況

上記の設備投資に要した資金は自己資金および金融機関からの借入金を充当いたしました。

⑷ 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

項目＼年度別(期別)	2017年度(第104期)	2018年度(第105期)	2019年度(第106期)	2020年度(第107期)
売上高（百万円）	95,609	100,094	101,620	101,173
経常利益（百万円）	3,121	4,416	4,491	5,290
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,084	2,657	3,034	4,636
1株当たり当期純利益（円）	32.55	41.45	47.32	72.29
総資産（百万円）	120,994	121,681	121,175	125,526
純資産（百万円）	58,591	59,624	60,998	66,981

②当社の財産および損益の状況

項目＼年度別(期別)	2017年度(第104期)	2018年度(第105期)	2019年度(第106期)	2020年度(第107期)
売上高（百万円）	83,457	87,452	88,855	89,195
経常利益（百万円）	2,211	3,370	3,175	3,863
当期純利益（百万円）	1,489	2,063	2,193	2,641
1株当たり当期純利益(円)	23.26	32.19	34.21	41.19
総資産（百万円）	95,481	97,702	97,243	100,586
純資産（百万円）	41,383	42,302	43,131	46,200

⑸ 対処すべき課題

今後のわが国経済は、徐々に景気の回復が見込まれるものの世界的な新型コロナウイルス感染症拡大のリスクは引き続き継続することから、先行き不透明な状況が続くと予想されます。

物流業界におきましては、国内では生産関連貨物で総じて荷動きの回復が見込まれ、輸出入貨物についても回復基調で推移することが予想されるものの、力強い回復とはならず、また、感染再拡大に伴う経済活動の抑制策等の影響など、物流を取り巻く環境につきましては、引き続き変化への対応を求められる状況が続くと思われます。

このような状況のなか、当社グループでは、「中期経営計画」に掲げる、スローガン『Create the Next Value』、基本方針である「グローバルなフィールドで、次世代につなげる価値を創造する」に基づき、「中核事業の伸張・拡充」、「営業基盤の強化・拡大」、「次世代につなげる価値の創出」、「事業の基盤である“人財”の確保・育成」、「企業文化の確立・醸成」の５つの重点施策を全力で取り組み、様々な施策を実施してまいります。

＜中核事業の伸張・拡充＞

主力である化学品物流、自動車部品物流および消費財物流の新たな事業領域における取扱いを拡大するとともに、四日市港のコンテナ定期航路誘致活動を継続してまいります。また、行政と連携して、四日市港における新たなコンテナ用耐震岸壁の拡張ならびに四日市港の総合港湾としての最適化に向け検討してまいります。

＜営業基盤の強化・拡大＞

新型コロナウイルスの世界的感染拡大により発生したグローバルサプライチェーンにおけるパラダイム・シフトに、グローバル総合物流企業としての強みを活かしながら積極的に対応していくとともに、中核となる事業における取扱いをさらに強固なものとする取組みを進めてまいります。

＜次世代につなげる価値の創出＞

新設した省人化・省力化の専門組織を中心に、新たな技術として注目されている5G、IoT、AIの研究を進め、次世代につなげる新たな高付加価値な物流サービスの仕組み作りを検討してまいります。

また、次世代の柱となる新たな事業の確立に向け、積極的に営業活動を展開するとともに、事業活動を通してサスティナブルな社会を実現するための取組みを検討・推進してまいります。

＜事業の基盤である“人財”の確保・育成＞

重要な経営資源である人材の育成をより一層進めるため、マネジメントに関する新たな研修制度を導入してまいります。また、社員一人ひとりがやりがいを持ち、能力を最大限に発揮できるような人事制度を導入してまいります。

＜企業文化の確立・醸成＞

新たに導入したＷＥＢ会議システムならびにペーパーレス会議システムを有効的に活用して、コミュニケーションの変革を推進し、働き方改革へと繋げてまいります。また、物流業は社会インフラであるとの認識のもと、新型コロナウイルス感染症に対しては、対策本部を中心に各地域の職場との連携をより強固なものとし、引き続き徹底した感染防止策を実施することで、サプライチェーンを維持・強化してまいります。

今後も当社グループ一丸となってお客さまのご期待に応えられるサービスを提供することにより、社業の発展と経営の強化に邁進する所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑹ 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
四日市海運株式会社	20	88.5	港湾運送業
朝日海運株式会社	24	100.0	港湾運送業
極東冷蔵株式会社	130	89.0	冷凍ならびに冷蔵貨物保管業
株式会社トランスシティサービス	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
関西トランスシティサービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
四日市物流サービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
トランスシティロジスティクス中部株式会社	450	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
株式会社東西荷扱所	35	100.0	通関業ならびに輸出入貨物取扱業
Trancy Logistics America Corporation	87	100.0	国際複合輸送業
セントラル自動車整備株式会社	30	100.0	自動車整備業
三鈴カントリー株式会社	50	100.0	ゴルフ場
ヨンソー開発株式会社	75	100.0	不動産業、建設業、損害保険代理店業

（注）三鈴カントリー株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したことにより重要な子会社に含めることとし、三鈴開発株式会社については、清算結了したことにより重要な子会社から除外しております。

⑺ 主要な事業内容

①総合物流事業

倉　　庫　　業（倉庫保管、倉庫荷役、倉庫配送、物流加工・附帯作業等）
港 湾 運 送 業（沿岸荷役、船内荷役、上屋保管、船積一貫作業、通関、附帯作業等）
陸 上 運 送 業（貨物自動車運送、貨物利用運送等）
国際複合輸送業・その他（国際複合輸送、場内作業等）

②その他の事業

不動産業、建設業、自動車整備業、スポーツ施設の経営等

⑻ 主要な事業所

名称		所在地
当社	本店、中部支社、運輸事業部、ＳＣＭ事業部、海外事業統括室	三重県四日市市
	中部支社名古屋支店	名古屋市中村区
	関西支社大阪支店	大阪市中央区
	関東支社東京支店、国際営業部	東京都港区
	運輸事業部鹿島支店	茨城県神栖市
子会社	四日市海運株式会社	三重県四日市市
	朝日海運株式会社	大阪府泉大津市
	極東冷蔵株式会社	三重県四日市市
	トランスシティロジスティクス中部株式会社	三重県四日市市
	セントラル自動車整備株式会社	三重県四日市市
	三鈴カントリー株式会社	三重県鈴鹿市
	ヨンソー開発株式会社	三重県四日市市

⑼ 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称		従業員数（名）	前期末比増減（名）
総合物流事業	倉庫業	810	△2
	港湾運送業	528	20
	陸上運送業	278	2
	国際複合輸送業・その他	646	△17
	計	2,262	3
その他の事業		83	1
合計		2,345	4

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
727	18	39.5	16.4

（注）従業員数は出向者（89名）を含んでおります。

⑽ 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	7,485
株式会社百五銀行	7,016
株式会社みずほ銀行	5,286
株式会社三重銀行	5,278
株式会社日本政策投資銀行	2,955

(注)株式会社三重銀行は2021年５月１日付の合併により、商号を株式会社三十三銀行に変更しております。

2．会社の株式に関する事項

⑴ **発行可能株式総数**……240,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**…… 67,142,417株

⑶ **株主数**…… 4,200名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
明治安田生命保険相互会社	4,000	6.2
日本トランスシティグループ社員持株会	3,984	6.2
蒼栄会	3,633	5.7
東京海上日動火災保険株式会社	2,852	4.4
株式会社三菱UFJ銀行	2,843	4.4
株式会社百五銀行	2,683	4.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,480	3.9
株式会社三重銀行	2,173	3.4
株式会社みずほ銀行	1,848	2.9
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,501	2.3

（注）1. 持株比率は、自己株式（3,008,216株）を控除して計算しております。
2. 株式会社三重銀行は2021年５月１日付の合併により、商号を株式会社三十三銀行に変更しております。

⑸ **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

該当事項はありません。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	小　川　　謙	
取締役社長（代表取締役）	安　藤　　仁	営業本部長兼管理本部長兼海外本部長
取　締　役	伊　藤　豊　久	管理本部副本部長兼海外本部副本部長
取　締　役　相談役	小　林　長　久	株式会社百五銀行　社外取締役
取　締　役	豊　田　長　康	学校法人鈴鹿医療科学大学学長
取　締　役	武　内　彦　司	社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長
監　査　役（常勤）	伊　藤　久　弥	株式会社トーア紡コーポレーション 社外取締役 （監査等委員）
監　査　役（常勤）	舟　橋　央　光	
監　査　役	永　田　昭　夫	公認会計士 パレモ・ホールディングス株式会社　社外取締役 竹田印刷株式会社　社外監査役
監　査　役	油　家　　正	
監　査　役	松　村　　格	弁護士

（注）1. 取締役豊田長康、取締役武内彦司の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役舟橋央光、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役松村格の４氏は社外監査役であります。
3. 監査役伊藤久弥氏は、当社の経理部門において長年にわたり財務・経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役豊田長康、取締役武内彦司、監査役舟橋央光、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役松村格の６氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 2020年６月26日開催の第106回定時株主総会において、松村格氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
7. 2020年６月26日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、監査役綿貫繁夫氏は退任いたしました。

8. 2021年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、＊印は取締役を兼務しています。

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
社長執行役員　＊	安　藤　　仁	営業本部長兼管理本部長兼海外本部長
専務執行役員	小　森　信　弥	営業本部副本部長兼海外本部副本部長兼関西支社長兼運輸事業部長
専務執行役員	後　藤　孝　富	営業本部副本部長兼海外本部副本部長兼中部支社長、第二営業推進室･海外事業統括室担当 中部コールセンター株式会社　取締役社長
常務執行役員　＊	伊　藤　豊　久	管理本部副本部長兼海外本部副本部長
常務執行役員	半　田　一　久	関東支社長、第一営業推進室担当
執行役員	小　菅　能　正	グループ事務統括部長、情報システム部担当
執行役員	岡　本　浩　明	欧州事業担当（欧州駐在）
執行役員	青　井　光　大	ＳＣＭ事業部長、営業開発室担当
執行役員	奥　山　謙　介	中部地区労務担当 四日市海運株式会社　取締役社長 四日市物流サービス株式会社　取締役社長 ワイケイ物流サービス株式会社　取締役社長
執行役員	谷　口　　誠	米国・メキシコ事業担当（米国駐在）
執行役員	棚　橋　昭　徳	経営企画部長
執行役員	井　上　　猛	関東支社東京支店長

⑵ 責任限定契約の内容の概要

取締役豊田長康、取締役武内彦司、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役松村格の５氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

①被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものであります。ただし、贈賄行為などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

⑷ 取締役および監査役の報酬等

①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、企業業績、中長期的な企業価値向上への貢献意欲向上を動機づけるとともに、株主との価値共有を図ることができる透明性・公正性・合理性の高い報酬体系とすることとし、具体的には次の事項を基本としております。

・社内取締役(国内非居住者を除く)の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬である株式報酬で構成する。
・社内取締役（国内非居住者）および社外取締役の報酬は、金銭報酬のみで構成する。

上記に基づき当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。当該決定方針は、報酬委員会へ諮問・答申のうえ、取締役会で決議しております。また、取締役の個人別の報酬額は、報酬委員会による審議と答申を得て、取締役全員に諮ったうえで取締役会の決議により決定しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

＜取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針＞

Ⅰ　取締役の個人別の金銭報酬は株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内（月額１千２百万円以内）において、次の事項を総合的に勘案して妥当な額を決定する。

・中長期的な業績動向および業績達成状況
・経営環境および経済状況
・他の役職員の報酬
・役位、役割
・在任年数

・同業種または当社の事業規模に類似する企業の報酬水準
・過去の報酬実績
Ⅱ　金銭報酬は、原則、固定報酬として月例で支給する。
Ⅲ　株式報酬の内容等については次のとおりとする。
・株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とする。
・会社は譲渡制限付株式を付与するための金銭債権を支給するものとし、対象となる取締役（以下、対象取締役という）は当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込む。これにより、会社は当該金銭債権に相当する会社普通株式を対象取締役に割り当てる。
・取締役の個人別の譲渡制限付株式を付与するための金銭債権は、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内（年額６千万円以内）で、Ⅰに掲げる事項を総合的に勘案して妥当な額を決定する。
・譲渡制限付株式を付与するための金銭債権は、原則として将来の２事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する。従って、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額に基づき、実質的には１事業年度では３千万円以内、月額換算すると2.5百万円以内の支給とする。
・譲渡制限付株式として付与する株式の数は譲渡制限付株式を付与するための金銭債権として決定した額に相当する株数で、総数としては年25万株以内とする。（実質的には１事業年度では12.5万株以内）
・譲渡制限付株式の付与にあたっては、会社は対象取締役と譲渡制限付株式割当契約（以下、割当契約という）を締結するものとする。
・会社は取締役会において３年から５年間までの間で譲渡制限期間を定め、割当株式に譲渡制限を付すものとし、当該期間中に割当契約に定める地位にあったことを条件として当該期間満了後に譲渡制限を解除する。なお、割り当てを受けた取締役が譲渡制限期間中に任期満了または定年その他正当な事由により退任した場合、割当契約に基づき割当株式の譲渡制限を解除するものとし、任期満了または定年その他正当な事由以外により退任した場合、割当株式は会社が無償取得する。

＜金銭報酬の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の額に対する割合の決定に関する方針＞
　社内取締役（国内非居住者を除く）に対する金銭報酬の額および株式報酬の額の個人別の額に対する割合は、年間の報酬総額に対し、金銭報酬85％、株式報酬15％を目安に設定する。
　なお、社内取締役は、原則として金銭報酬の約５％以上を本人の決定により役員持株会を通じて当社株式購入費用に充当することとする。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	145 (8)	125 (8)	20 (－)	6 (2)
監査役 （うち社外監査役）	50 (32)	50 (32)	－ (－)	6 (5)
合計	196	176	20	12

（注）1. 上記には、2020年６月26日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名の在任中の報酬額が含まれております。
2. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬として割り当てる当社の株式であり、割り当ての際の条件等は「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。なお、譲渡制限付株式は原則として将来の２事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給するため、当事業年度における非金銭報酬等の額は当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額であり、当事業年度に交付した株式はありません。
3. 2017年６月29日開催の第103回定時株主総会において、「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり取締役の金銭報酬の額を決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち、社外取締役は２名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年６月29日開催の第103回定時株主総会において、「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり株式報酬の額および株式数の上限を決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は４名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2009年６月26日開催の第95回定時株主総会において月額６百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は５名です。

⑸ 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社との関係

・取締役豊田長康氏は、学校法人鈴鹿医療科学大学学長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・取締役武内彦司氏は、社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・監査役永田昭夫氏は、パレモ・ホールディングス株式会社の社外取締役および竹田印刷株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間にはいずれも特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	豊　田　長　康	当期に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。 当社は、豊田長康氏に対して医師や大学学長としての専門的見地から特に傷病の予防および公衆衛生について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しており、同氏は取締役会においてコロナ禍での従業員の働き方や生活様式の変化等について、当社の経営に照らして監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員選定に向けた監督機能を主導するとともに、報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会2回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定に関与しております。
取締役	武　内　彦　司	当期に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。 当社は、武内彦司氏に対して行政分野での要職を歴任した経験から特に組織管理および人材活用について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しており、同氏は取締役会においてコロナ禍で大きく変化する経済環境を見据えて、当社の経営課題について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定における監督機能を主導するとともに、指名委員会の委員として当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で役員選定に向けた監督に関与しております。

区　分	氏　名	出席状況、発言状況
監査役	舟　橋　央　光	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席いたしました。会社経営ならびに長年にわたり財務・経理業務に関与した経験から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。さらに、稟議事項の監査を含め、取締役および使用人の業務執行を常時監査いたしました。
監査役	永　田　昭　夫	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	油　家　　正	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席いたしました。会社経営ならびに主に行政分野での要職を歴任した経験から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	松　村　　格	2020年６月26日就任以降に開催した取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席いたしました。弁護士および大学教授としての専門的見地から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

4．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務についての報酬等の額	50百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	50百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで、重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

⑴ 業務の適正を確保するための体制

① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・「企業理念」、「行動指針」および「行動規範」を定めた「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基盤とする。

・コンプライアンスに関する体制を整備し、コンプライアンスを確実に実施することを支援・指導する組織として、リスク管理委員会の下部委員会として「コンプライアンス委員会」を設置し、体制・施策等の充実を図るとともに、コンプライアンスに関する啓蒙・教育活動を行う。

・法令・企業倫理に関する相談・通報に対し、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、必要に応じてその調査と対応策を実施する。

・内部監査組織「内部統制室」により、使用人の職務執行が法令および定款に適合しているか、定期的に監査し､業務の評価・是正を行う。

② 取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報については、取締役会規程、稟議規程および文書保存規程に従い、適切に保存および管理する。

③ 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に影響を及ぼすリスクを除去し、可能な限り被害を極小化するため、リスク管理委員会を設置し、委員会の下にはリスクに応じた各種委員会を設置する。リスク管理委員会はリスク管理委員会規程の定めにより、リスク管理推進の基本方針・施策の決定、緊急時における組織体制の構築、グループ社員への教育の実施、当社グループ内へ提供するリスク管理情報の決定等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・執行役員を選任することにより、取締役会の運営の効率化、運営の強化ならびに監督機能の強化を図る。

・取締役会の意思決定の効率化を図るため、経営・関係会社における重要事項を協議する常務役員会ならびに中期経営計画を推進するうえで重要な課題について協議する経営計画委員会を開催する。

・取締役の職務の執行に際し、組織規程および職務権限規程に判断基準を定め、経営の効率性を図る。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の管理業務は関連事業部が行うものとし、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告は関連事業部および担当取締役が定期的に受ける。

・内部統制室による定期的な監査を実施し、子会社の業務の評価・是正を行う。

・子会社における経営上の重要事項については、当社常務役員会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
・当社の取締役、監査役、執行役員および使用人を子会社の取締役や監査役として派遣し、子会社の管理体制を強化する。また、グループ共通の会計システムの導入、子会社に対する間接業務の提供、資金調達の効率化のためのシステムの導入などにより、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。
・「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を子会社の役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守をグループ経営の基盤とする。

⑥ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の監査機能の充実を図るため、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会事務局員を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

上記の使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人としての職務の範囲内においては、監査役の指揮命令に従い、その職務を補助する。また、当該使用人の人事異動等については、監査役および監査役会の同意を要する。

⑧ 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、取締役会の他、当社重要会議に出席し、取締役、執行役員、部支店長、子会社取締役の業務執行状況の報告を聴取する。
・監査役は、会計監査、業務監査を定期的に実施し、取締役、執行役員および使用人からの報告を受けるとともに、随時、取締役、執行役員および使用人より、その業務執行状況の報告を求める。
・子会社の役員および使用人から監査役への報告は、直接行う方法のほか、内部統制室または関連事業部を通じて行う。
・監査役は、内部統制室と定期的な情報交換会を実施するとともに、内部監査の結果については、その報告を受ける。
・監査役は、関連事業部と定期的な情報交換会を実施するとともに、子会社の状況について、報告を受ける。
・監査役は、子会社の監査役との間で、意見交換および情報交換を行う。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、法令・企業倫理に関する相談・通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」および「コンプライアンス規程」において定め、相談・通報・報告した者を保護する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用等について、会社に前払い等の請求をしたときは、監査役監査規程および役員旅費規程に基づき、当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役ならびに会計監査人との間で、定期的な協議を実施し、意見交換と情報の共有化を図る。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、企業防衛の観点より、反社会的勢力との関係遮断を必要不可欠と考え、「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するなど、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある団体・個人による不当な要求等への対策の強化を図る。万が一、このような団体・個人が関わりをもってきたり、金銭等の要求をしてきたりした場合には、毅然とした態度をもって接し、組織的な対応により、不当な要求を断固として排除する。また、当社の意に反し、このような団体・個人と関わりをもってしまった場合には、社内関係部門および外部専門機関との協力体制により、速やかに関係解消に向け対応する体制を整備する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス・教育について

当社では、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。コンプライアンスに関しては、企業理念・行動指針・行動規範を合わせた企業倫理要綱を制定し、グループの全社員に対してリーフレットを配布し、それらの浸透を図っております。

また、リスク管理委員会を２回開催し、グループ全体のリスクの把握および管理を行いました。

② 重要会議の開催状況について

取締役会を16回開催し、取締役の職務執行の適法性・適正性を確保するとともに効率性を高めるため、社外取締役、社外監査役が常時出席いたしました。

常務役員会を23回開催し、経営に関する重要事項および関係会社における重要事項を協議いたしました。

経営計画委員会を23回開催し、中期経営計画を推進するうえで重要な課題について協議いたしました。

部店長会議を12回開催し、経営意思決定の即時伝達や各部店の営業報告等を行い、情報の共有化を図りました。

③ 内部監査の実施について

社長直轄の内部統制室は、第107期内部監査基本計画書に基づき、内部監査を実施いたしました。

また、「財務報告に係る内部統制基本方針書」に基づき、内部統制室と内部統制推進委員が財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の検証・評価を実施いたしました。

内部統制室は、監査役との情報交換会を12回実施し、内部監査の結果および財務報告に係る内部統制の進捗状況等について報告を行いました。

④ 監査役の職務執行について

各監査役は、年間の監査計画に基づき当社全部門および子会社の会計監査および業務監査を実施し、取締役および使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査上で発見した諸課題について、随時、取締役、執行役員および使用人より、その報告を受けました。

監査役は取締役会、常務役員会、経営計画委員会、部店長会議、関係会社経営会議およびリスク管理委員会他、社内の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部店長および子会社取締役の業務執行状況を確認いたしました。

監査役は、現場の状況を把握するため、上記業務監査に加えて営業所視察を実施いたしました。

監査役は、関連事業部と情報交換会を12回実施し、企業集団を構成する関係会社における諸課題について報告を受けました。また、関連事業部主催の関係会社監査役研修会に出席し、子会社の監査役との意思疎通の充実と情報の共有化を図りました。

監査役は、代表取締役との協議を実施し、経営に関する意見の交換と情報の共有化を図りました。

監査役は、会計監査人とのミーティングを10回開催し、意見の交換と情報の共有化を図りました。

この事業報告については、特に注記のない限り、次により記載しております。

1．比率は、表示単位未満を四捨五入。

2．比率以外の金額および株式数などは、表示単位未満を切捨。ただし、1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入。

連結貸借対照表

2021年３月31日現在

資産の部	
	百万円
流動資産	**31,136**
現金及び預金	13,352
受取手形及び営業未収金	15,719
たな卸資産	159
その他	1,964
貸倒引当金	△59
固定資産	**94,390**
有形固定資産	**71,726**
建物及び構築物	32,306
機械装置及び運搬具	4,254
土地	32,299
建設仮勘定	687
その他	2,178
無形固定資産	**1,325**
投資その他の資産	**21,338**
投資有価証券	15,806
繰延税金資産	814
退職給付に係る資産	3,721
その他	1,010
貸倒引当金	△15
資産合計	**125,526**

負債の部	
	百万円
流動負債	**21,327**
支払手形及び営業未払金	9,684
短期借入金	2,370
1年内返済予定の長期借入金	3,372
未払法人税等	883
賞与引当金	1,139
その他	3,878
固定負債	**37,216**
長期借入金	26,410
繰延税金負債	1,455
再評価に係る繰延税金負債	3,705
退職給付に係る負債	2,107
長期預り保証金	2,244
その他	1,292
負債合計	**58,544**
純資産の部	
株主資本	**62,945**
資本金	8,428
資本剰余金	6,788
利益剰余金	48,915
自己株式	△1,186
その他の包括利益累計額	**1,747**
その他有価証券評価差額金	2,509
土地再評価差額金	△1,338
為替換算調整勘定	43
退職給付に係る調整累計額	533
非支配株主持分	**2,288**
純資産合計	**66,981**
負債純資産合計	**125,526**

（百万円未満切捨）

連結損益計算書

2020年４月１日から
2021年３月31日まで

	百万円	百万円
売上高		**101,173**
売上原価		90,682
売上総利益		**10,490**
販売費及び一般管理費		6,049
営業利益		**4,441**
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	324	
持分法による投資利益	542	
その他	140	1,042
営業外費用		
支払利息	140	
シンジケートローン手数料	21	
為替差損	20	
その他	12	194
経常利益		**5,290**
特別利益		
固定資産処分益	36	
その他	0	37
特別損失		
固定資産処分損	96	
減損損失	111	
関係会社整理損	159	
その他	0	367
税金等調整前当期純利益		**4,959**
法人税、住民税及び事業税	1,364	
法人税等調整額	△1,170	193
当期純利益		**4,765**
非支配株主に帰属する当期純利益		129
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,636**

（百万円未満切捨）

貸借対照表

2021年3月31日現在

資産の部	
	百万円
流動資産	**25,621**
現金及び預金	9,536
受取手形	201
電子記録債権	233
営業未収金	13,949
貯蔵品	70
前払費用	315
短期貸付金	429
その他	965
貸倒引当金	△79
固定資産	**74,965**
有形固定資産	**57,621**
建物	24,438
構築物	1,099
機械装置	1,648
船舶	0
車輌運搬具	432
工具器具備品	1,145
土地	28,642
建設仮勘定	214
無形固定資産	**1,200**
ソフトウエア	824
その他	376
投資その他の資産	**16,143**
投資有価証券	7,791
関係会社株式	3,878
長期貸付金	676
前払年金費用	2,875
その他	928
貸倒引当金	△6
資産合計	**100,586**

負債の部	
	百万円
流動負債	**25,791**
電子記録債務	1,032
営業未払金	6,683
短期借入金	12,628
1年内返済予定の長期借入金	1,946
リース債務	32
未払金	803
未払費用	219
未払法人税等	652
預り金	278
賞与引当金	669
その他	843
固定負債	**28,594**
長期借入金	22,773
リース債務	19
繰延税金負債	827
再評価に係る繰延税金負債	3,705
退職給付引当金	1,015
資産除去債務	50
その他	201
負債合計	**54,386**
純資産の部	
株主資本	**45,211**
資本金	**8,428**
資本剰余金	**6,761**
資本準備金	6,544
その他資本剰余金	217
利益剰余金	**31,207**
利益準備金	1,200
その他利益剰余金	30,007
配当準備積立金	400
特別償却準備金	82
固定資産圧縮積立金	1,211
別途積立金	6,400
繰越利益剰余金	21,913
自己株式	**△1,186**
評価・換算差額等	**988**
その他有価証券評価差額金	**2,327**
土地再評価差額金	**△1,338**
純資産合計	**46,200**
負債純資産合計	**100,586**

（百万円未満切捨）

損 益 計 算 書

2020年４月１日から
2021年３月31日まで

	百万円	百万円
売上高		
倉庫収入	42,243	
港湾運送収入	19,451	
運送収入	17,257	
国際輸送収入	8,652	
その他の収入	1,590	**89,195**
売上原価		
作業諸費	63,543	
賃借料	7,092	
人件費	4,863	
減価償却費	2,298	
その他	3,982	81,779
売上総利益		**7,415**
販売費及び一般管理費		4,332
営業利益		**3,082**
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	681	
その他	203	922
営業外費用		
支払利息	109	
その他	32	141
経常利益		**3,863**
特別利益		
固定資産処分益	1	
その他	0	2
特別損失		
固定資産処分損	74	
関係会社整理損	1,278	
その他	56	1,409
税引前当期純利益		**2,455**
法人税、住民税及び事業税	968	
法人税等調整額	△1,155	△186
当期純利益		**2,641**

（百万円未満切捨）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

日本トランスシティ株式会社
　取 締 役 会　　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡　野　英　生　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　昌　紀　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トランスシティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

日本トランスシティ株式会社
　取 締 役 会　　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡　野　英　生　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　昌　紀　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月12日

日本トランスシティ株式会社　監査役会

監査役（常勤）　伊藤久弥 ㊞
監査役（常勤）　舟橋央光 ㊞
監査役　永田昭夫 ㊞
監査役　油家正 ㊞
監査役　松村格 ㊞

（注）監査役舟橋央光、監査役永田昭夫、監査役油家正及び監査役松村格は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

＜メ　モ　欄＞

株主総会会場ご案内図

三重県四日市市霞二丁目１番地の１　四日市港ポートビル２階大会議室

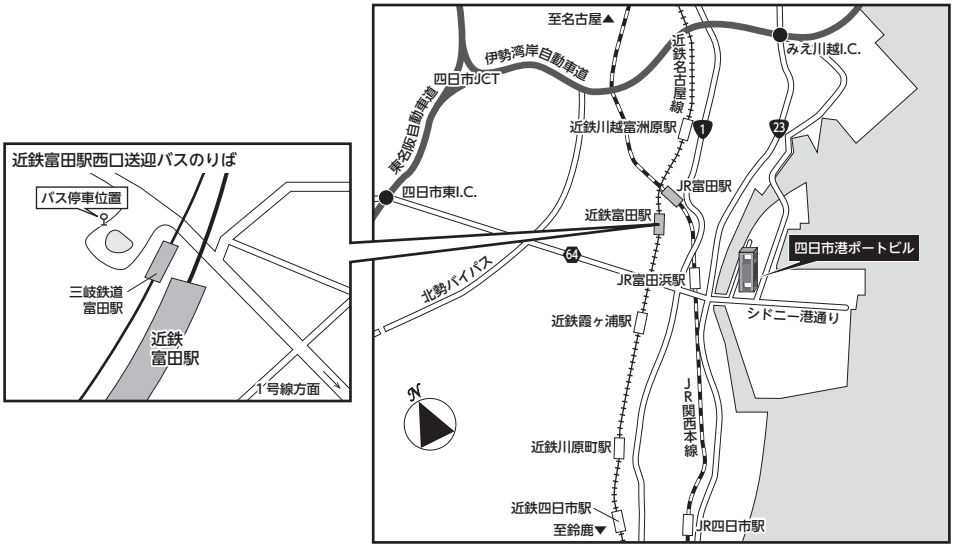

【交通機関のご案内】

「JR富田浜駅」から徒歩15分

送迎バス

当日、会場への送迎バスを次のとおり運行しますので、ご希望の方はご利用ください。
なお、当日の道路混雑等の交通事情によって、バスの到着が遅れる場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

送迎バス発車時刻

近鉄名古屋線「近鉄富田駅西口」①午前９時08分発、②午前９時25分発

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。